

# 新宿区

# ユニバーサルデザイン まちづくり条例



## ユニバーサルデザインまちづくりとは…

建築物や道路、公園等の都市施設に関し、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図るための取組のことであります。



## これまでの経緯

新宿区では、平成23(2011)年3月に策定した「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」や「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、質の高い都市空間の創出に取り組んできました。

平成27(2015)年度には、学識経験者や区民等で構成するユニバーサルデザイン推進会議で「施設整備に向けた新たな取組(事前協議等)が必要」との意見があり、制度創設に向けて検討を進めてきました。



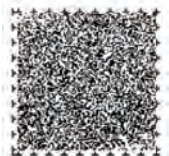
## ユニバーサルデザインまちづくりの取組

誰もが、分け隔てられることなく共生することができる社会を実現するためには、これまで以上に区、区民、施設所有者等が協力・連携して、ユニバーサルデザインまちづくりを推進していくことが必要です。

新宿区は、事前協議や工事完了報告の制度創設など、施設整備の強化を行うとともに、意識啓発を強化するための新たな取組として、令和2(2020)年3月に「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」(以下、「UD条例」という)を制定しました。

このコードは当冊子の内容を音声で聞くことができる音声コードです。

ユニボイス  
無料のスマホアプリ(Uni-Voice)で読み取ることができます。横の切欠きは音声コードの位置を示しています。



ユニボイス  
Uni-Voice



# UD条例の整備基準の主な例

UD条例では、高齢者や障害者も含めた全ての人が円滑に利用できるよう、対象施設の用途及び規模に応じ、出入口、廊下、階段、便所等の項目について、整備基準を定めています。

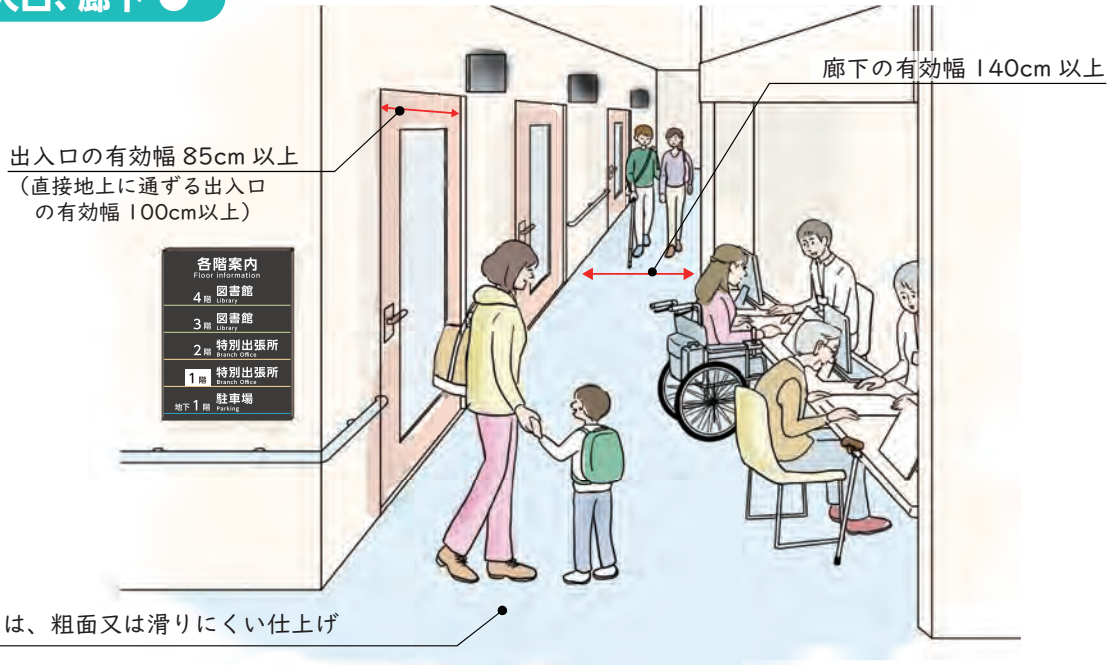
整備基準の詳細は、UD条例「施設整備マニュアル」をご覧ください。

[https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan\\_01\\_000001\\_00005.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan_01_000001_00005.html)

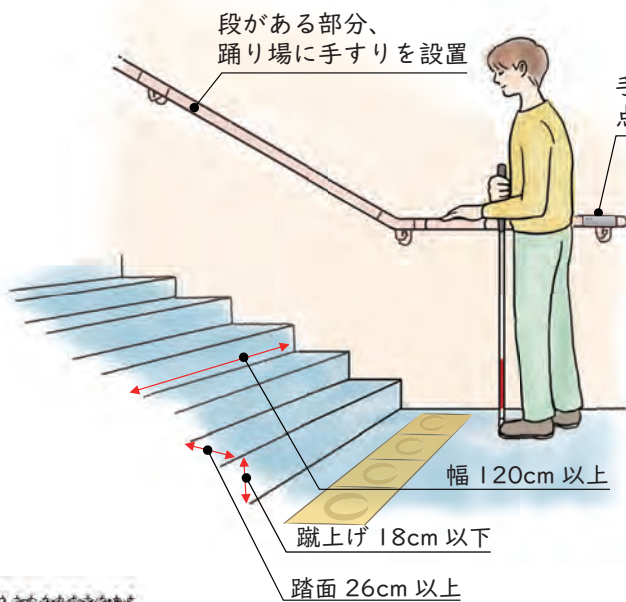


QRコード

## ● 出入口、廊下 ●

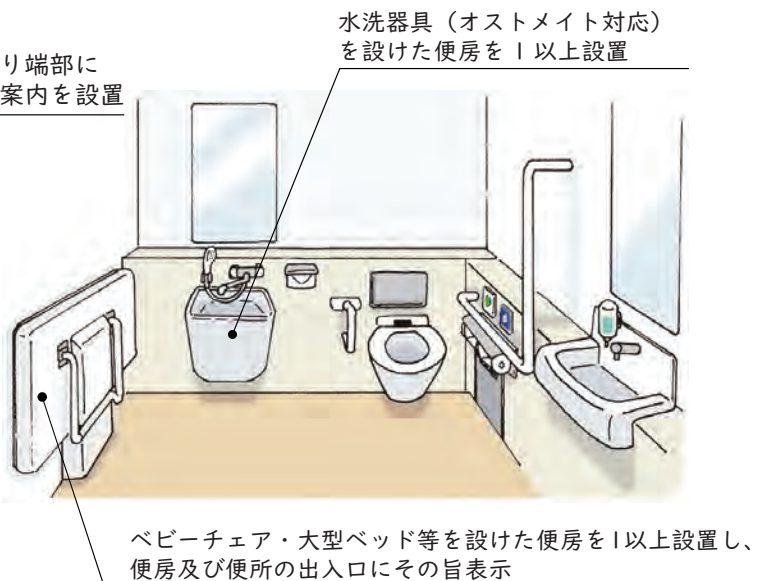


## ● 階段 ●



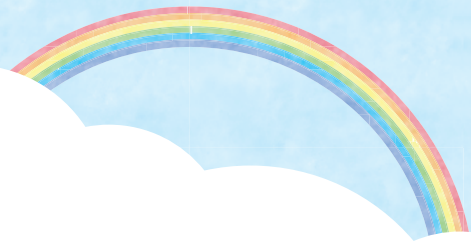
## ● 便所 ●

車椅子使用者用便房を 1 以上設置



ユニボイス  
Uni-Voice





## ● エレベーター ●

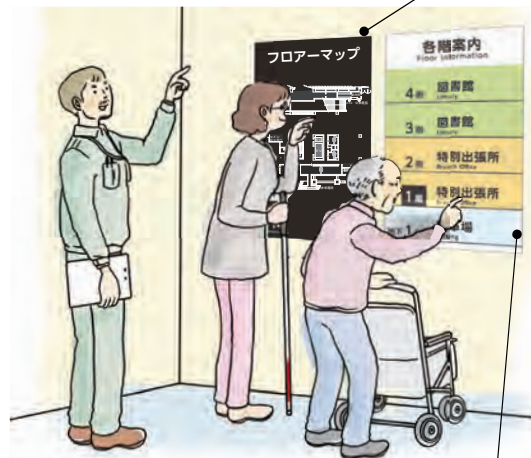
籠の奥行き  
135cm 以上



籠の出入口の有効幅 80cm 以上

## ● 案内標示 ●

移動等円滑化の措置がとられたエレベーター  
や便所、駐車施設の配置を表示



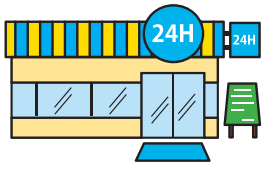
点字、音声による案内など視覚障害者  
に示すための設備を設置

## 小規模建築物の整備基準について

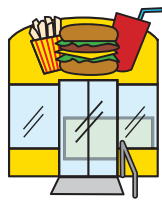
生活に身近な施設のうち、以下の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満のもの（小規模建築物）のための遵守基準（整備基準のうち、特に守るべきもの）を設けています。



診療所等



物販店舗



飲食店

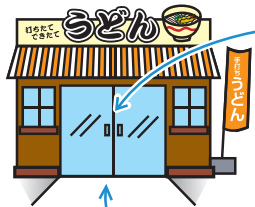


サービス店舗等



給油取扱所

小規模建築物の遵守基準は、「①出入口、②便所、③敷地内の通路」について、建築物の実態に合わせて、最低限の設備を求めるものになっています。



### 出入口

段差を設けず  
有効幅は、80cm以上

### 敷地内の通路

段差を設けず、  
有効幅は、120cm以上



### 便所

便所を設置する場合は、  
車椅子使用者用便房を1以上設置



ユニボイス  
Uni-Voice





# UD条例の概要

## 第1章 総則

### 目的、定義、区・区民・施設所有者等の責務(第1条-第5条)

#### 施設所有者等

・都市施設を所有・管理、新設・改修(増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途の変更)をしようとする者をいいます。

#### 整備基準

- ・ユニバーサルデザインまちづくりに関し、施設所有者等の判断の基準となるべきものです。
- ・建築物の整備基準は、**努力基準**と**遵守基準**に分かれています。
- ・努力基準は、遵守基準より水準の高い整備基準です。

### 第1節 意識啓発等(第6条)

### 第2節 都市施設の整備(第7条-第18条)

## 第2章 施策の推進

### UD条例の対象施設

#### 都市施設

多数の者が利用する建築物、道路、公園、公共交通施設など、規則※で定める施設

#### 特定都市施設

都市施設のうち、規則※で定める用途及び規模の施設

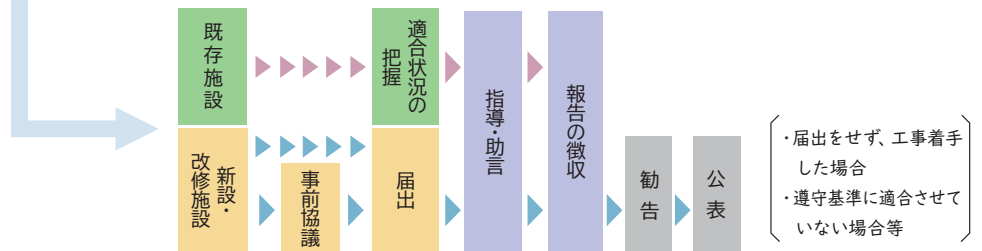
#### 事前協議対象施設

特定都市施設のうち、規則※で定める用途及び規模の施設

施設所有者等は、整備基準に適合させるよう努める必要があります。

新設・改修をしようとする者は、遵守基準に適合させて届出を行う必要があります。

新設・増築・改築・用途の変更をしようとする者は、事前協議を行う必要があります。



#### 工事完了報告書

・届出をした者は、工事を完了したとき、整備基準への適合状況に係る工事完了報告書を区長に提出する必要があります。

#### 整備基準適合証

・施設所有者等は、都市施設を努力基準に適合させているときは、区長に対し、当該項目に係る整備基準適合証の交付請求ができます。

## 第3章 審議会

### 設置、組織、部会(第19条-第21条)

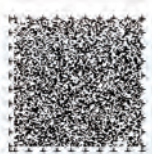
ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を円滑に推進するため、**新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会**を設置します。

## 第4章 雑則

### 国等に関する特例、規則※への委任(第22条・第23条)

#### ※規則

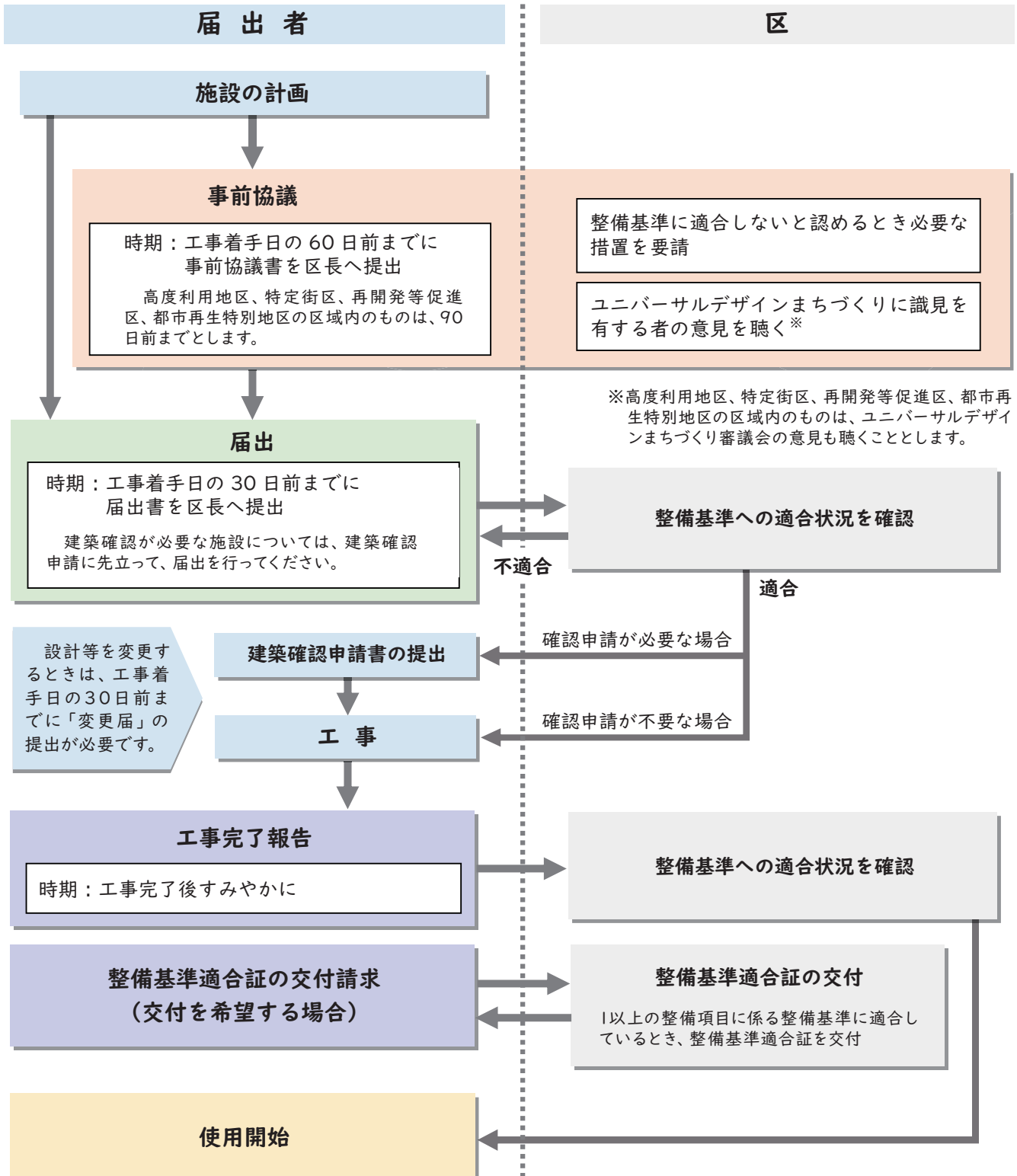
・UD条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、UD条例施行規則で定めています。



ユニボイス Uni-Voice



# UD条例に基づく手続きの流れ

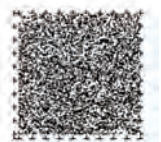


## <届出等に必要な申請書類>

事前協議や届出などに必要な申請書類はホームページからダウンロードできます。  
[https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan\\_01\\_000001\\_00005.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan_01_000001_00005.html)



QRコード



ユニボイス Uni-Voice



# UD条例の対象施設（建築物）

都市施設			特定都市施設 床面積（以上～未満） 200㎡ 500㎡ 1,000㎡ 2,000㎡				
区分	用途*						
1	学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校					◎
2	医療等施設	病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）					◎
		診療所（患者の収容施設を有しないもの）	○	○			◎
		助産所、施術所、 薬局（医薬品の販売業を併せ行うものを除く）	○	○	○	○	◎
3	興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場			○		◎
4	集会施設	集会場（冠婚葬祭施設を含む） （一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る）、 公会堂					◎
		集会場（冠婚葬祭施設を含む） （すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る）					◎
		公民館その他これらに類する施設		○	○	○	◎
5	展示施設等	展示場			○		◎
6	物品販売業を営む 店舗等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	○	○			◎
		卸売市場					○
7	宿泊施設	ホテル、旅館			○		◎
8	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 事務所（他の施設に附属するものを除く）					◎
						○	○
9	共同住宅等	共同住宅					○
		寄宿舎、下宿、長屋その他これらに類する施設					○
10	福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童 厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの					◎
11	運動施設、遊技場等	体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する施設、 遊技場			○		◎
12	文化施設	博物館、美術館、図書館					◎
13	公衆浴場	公衆浴場					◎
14	飲食店等	飲食店	○	○			◎
		料理店					◎
		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する もの					○
15	サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その 他これらに類するサービス業を営む店舗	○	○			◎
		一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業 所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	○	○	○	○	◎

※建築基準法の用途については建築指導課までお問い合わせください。

凡例解説

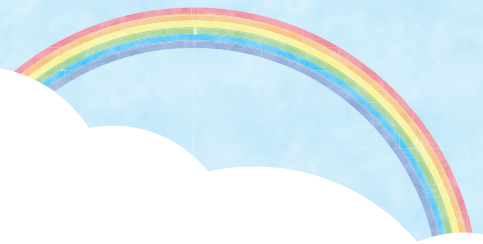
○ UD条例の届出の対象

◎ UD条例の事前協議・届出の対象



ユニボイス  
Uni-Voice





都市施設		特定都市施設				
		床面積 (以上～未満)				
区分	用途*	500㎡		2,000㎡		
		200㎡	1,000㎡	1,000㎡	2,000㎡	
16	工業施設					○
17	停車場等を構成する建築物					◎
18	自動車関連施設					
	自動車の停留、駐車のための施設					
	自動車修理工場、自動車洗車場		○	○	○	○
	給油取扱所	○	○	○	○	○
	自動車教習所			○	○	
19	公衆便所					◎
20	公共用歩廊					◎
21	地下街					◎
22	その他の住宅	対象外				
23	複合施設				○	◎

※建築基準法の用途については建築指導課までお問い合わせください。



特定都市施設（）で、「観覧席・客席」「公共的通路」が計画されている場合、UD条例の届出が必要となります。

## UD条例と東京都建築物バリアフリー条例、東京都福祉のまちづくり条例の関係

東京都ではバリアフリー法第14条第3項に基づく「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下、「建築物バリアフリー条例」という）と、建築物バリアフリー条例よりも対象施設等を広範に定め、整備基準を強化している「東京都福祉のまちづくり条例」（以下、「福祉のまちづくり条例」という）が制定されています。

	条例	対象となる建築行為	手続等	申請・届出先
都	建築物バリアフリー条例	・新築、増築、改築、用途変更	・建築確認申請等の際に審査	・建築主事（特定行政庁） ・指定確認検査機関
	福祉のまちづくり条例	・上記に加え、大規模の修繕、大規模の模様替	・届出	・新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課 [令和2年10月1日から届出不要]
区	UD条例		・届出 ・事前協議 ・工事完了報告	・新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課 [令和2年10月1日から届出必要]



ユニボイス  
Uni-Voice





## よくあるお問い合わせ

Q

UD条例の事前協議の内容はどのようなものですか。

A

事前協議は届出内容について、ユニバーサルデザインまちづくりに識見を有する者、区担当者、届出者（設計者等）の三者が対面協議を行うものです。図面等により計画の内容についてヒアリングを行いながら、努力基準への適合を要請していきます。

Q

2,000㎡の飲食店を計画しています。飲食店の場合、500㎡以上が建築物バリアフリー条例の対象施設となるため、UD条例の届出は免除されますか。

A

2,000㎡以上の飲食店は事前協議対象施設となるため、UD条例の届出も必要です。なお、500㎡未満の飲食店はUD条例の届出が必要ですが、500㎡以上2,000㎡未満の飲食店は、UD条例の届出が免除されます。

Q

テナントビル等の届出において、テナントが未定のためレイアウトや便所の位置が決まっていない場合、どうしたらよいですか。

A

まずは、できるだけ共用部分に整備基準を満たした便所を設ける計画として、届出書を提出してください。  
UD条例の届出の段階で整備基準を満たした便所の設置が確認できない場合、その後、テナントが決まり、レイアウトが決定した際に変更届出書（第2号様式）を提出してください。

Q

500㎡の事務所と500㎡の共同住宅を併設する計画をしています。どちらの用途もUD条例の届出対象規模ではないため、UD条例の届出は不要ですか。

A

区分が2以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上の場合、複合施設の特定期都市施設に該当するため、複合施設としてUD条例の届出が必要です。

詳細については新宿区ホームページにも掲載しています！

新宿区ホーム > [くらし](#) > まちづくり・都市計画 > ユニバーサルデザインまちづくり・バリアフリー  
[https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kusei00\\_100014.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kusei00_100014.html)



QRコード

QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

### ● お問い合わせ先 ●

#### ● UD条例 ●

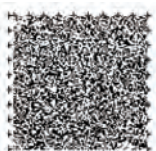
新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課

電話：03-5273-3843 FAX：03-3209-9227

#### ● 建築物バリアフリー条例 ●

新宿区 都市計画部 建築指導課

電話：03-5273-3742 FAX：03-3209-9227



ユニボイス  
Uni-Voice

発行：新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課  
〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

印刷物作成番号  
2020-5-4006

令和2年8月